**平成２７年（フ）第１４０号**
広島県府中市上下町矢野1634番地
破産者　馬場　　一
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２８年（フ）第１８２号**
熊本市北区下硯川１丁目２番30号
破産者　株式会社シースリー
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１８３号**
鹿児島市西千石町７番38号
破産者　株式会社フェアネット
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１１号**
千葉県四街道市上野199番地（永幸苑）
破産者　白井　知己
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第１２２号**
千葉県白井市富士28番地の25
破産者　根岸　修平
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第１２５号**
千葉県佐倉市鏑木町103番地12
破産者　中村　洋子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第１２７号**
千葉県印旛郡酒々井町ふじき野１丁目13番地５（ウエストサイドⅡ205）
破産者　黒川　俊輔
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第２５号**
東京都小平市小川町１丁目801番地の85リヴェール・ヴィラ101号、破産手続開始決定時の住所東京都小平市小川町１丁目828番地の１第２コーポくげ105号
破産者　伴場ゆかり
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１５６号**
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木536番地67
破産者　古川　達也
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第３８９号**
東京都西東京市田無町６丁目２番21―108号
破産者　稲場　　潤
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第３９１号**
東京都八王子市中野上町５丁目24番13号
破産者　有限会社大塚工務店
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第３９２号**
東京都八王子市中野上町５丁目24番13号ルミエールセゾン203号
破産者　大塚　清正
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第５０７号**
東京都小平市鈴木町２丁目187番地
破産者　株式会社アール・ティー・アイ
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第５０８号**
埼玉県富士見市大字勝瀬666番地４
破産者　林崎　貴志
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第５０９号**
東京都中央区日本橋本町３丁目４番５号
破産者　有限会社プロジェクト・ジェー
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第６２０号**
東京都東久留米市滝山６丁目３番８―210
破産者　松崎　英美
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第５９１号**
静岡県周智郡森町森2060番地の１
破産者　平田建設株式会社
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２８年（フ）第２５号**
静岡県掛川市秋葉路17番地の10
破産者　株式会社掛南工業
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２８年（フ）第２６号**
静岡県掛川市富部280番地の１、送達場所静岡県掛川市秋葉路17番地の10
破産者　有限会社カワサキ
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２５年（フ）第１０４５号**
京都府相楽郡精華町大字植田小字堂ヶ島77番地
破産者　株式会社みやこ土木
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１３９号**
京都府船井郡京丹波町院内次郎五郎56番地
破産者　株式会社大豊堂
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第１０３５号**
京都市左京区新丸太町通仁王門下る新丸太町71番地
破産者　株式会社エー・ディー・エル
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係